

山火事を防ごう



山火事を防ぐために。

- ・ たばこは、指定された場所で喫煙し、吸いがらは必ず消すとともに、投げ捨てないこと
- ・ 強風時及び乾燥時には、たき火、火入れをしないこと
- ・ 枯れ草等のある火災が起こりやすい場所では、たき火をしないこと
- ・ たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火すること
- ・ 火遊びはしないこと



法律に違反して野焼きや焼却行為を行った場合、
罰則として5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金又はその両方が科せられます。